

権利侵害申立てに関する委員会決定

申立人 A
被申立人 株式会社 TBSテレビ

苦情の対象となった番組 『サンデージャポン』

放送日時

2008年10月19日（日）＝本放送

午前10時～11時24分（当該項目 計約4分50秒）

同年 11月2日（日）＝訂正放送

午前10時～11時24分（終了間際の約37秒）

本決定の概要

本件申立ては、情報バラエティー番組『サンデージャポン』において、大阪府が高速道路建設のため、保育園用地に対して行った行政代執行の様子を報じた内容に事実と異なる点があり、またそれを前提としたスタジオトークによっても申立人の名誉が毀損されたとして、TBSテレビ（以下「TBS」という）に対し謝罪と訂正を求めるものである。申立人はあわせて、その後の訂正放送においても適切な訂正とお詫びがなされておらず、二度にわたって人権侵害を受けたとしている。

放送内容の誤りについては、大筋においてTBSも認めるところであるが、問題は、それがどのような経過と原因から生じたか、放送によって申立人の名誉その他の権利が侵害されたのか、また訂正放送が適切に行われたかどうかにあった。

放送と人権等権利に関する委員会（以下「当委員会」という）は、結論として、放送において使用したVTRは、故意に事実をねじ曲げたり虚偽の内容を報道したとまではいえないものの、編集上配慮されるべきことが守られず、明らかに視聴者を誤解させる構成があったほか、出演者がVTRの内容によって形成された誤った認識に基づく発言を行ったのを看過して、放送中、または放送直後に訂正する措置がまったくとられなかったことにより、申立人に対する社会的評価を低下させ、その名誉を毀損

した疑いが強く、少なくとも申立人の名誉感情を侵害したものと認めた。

TBS自身も、放送内容の問題性を認識し、後日訂正放送を行ったが、その訂正放送も不十分であり、申立人の意向に沿うものになっているとはいいがたい。本決定は、本件の放送内容及び放送態勢において「事実を報ずる」という点において重大な放送倫理違反があったとするものであり、当委員会としてはTBSがしかるべき措置をとることを求めるものである。

当委員会決定は以下の構成をとっている。

事案の内容と経緯

- 1．申立てに至る経緯
- 2．放送内容の概要
- 3．申立人の申立て内容
- 4．被申立人（TBS）の答弁と実施措置

委員会の判断

- 1．事実の認定
- 2．放送内容と放送態勢に対する評価
- 3．訂正放送の在り方

結論

審理経過

事案の内容と経緯

1．申立てに至る経緯

被申立人であるTBSは、上記番組内のコーナー「みなさんのためのワイドショー講習」の一項目として、大阪府門真市にあるB保育園の野菜畑が第二京阪道路の建設工事のため、行政代執行で強制収用された件を取りあげた(以下「本件放送」という)。

B保育園を経営する社会福祉法人の理事で、同保育園の実質的な経営者である申立人は知人から本件放送があったことを聞き、さらに園児の保護者が録画した本件放送を視聴した結果、事実と反する事柄が放送され、申立人の名誉が毀損されたとして、TBSに対して電話で訂正と謝罪の放送を要求した。その後、申立人は、基本的に放送内容に問題があったことを認めたTBSとの間で、訂正放送をめぐってやりとりを重ねた。

TBSは本件放送から2週間後の11月2日、同番組で訂正とお詫びの放送を実施した(TBSは、放送法第4条1項に該当するとして、2日後に総務省に届け出た)。

これに対し申立人は、この訂正放送はまったくのおざなりで、訂正にも謝罪にもなっていないとして、当委員会に申立書を提出し、2009年3月26日に受理された。

当委員会は4月21日の第146回委員会で審理入りするかどうか検討し、申立ては当委員会の運営規則第5条が定める「苦情の取り扱い基準」を充たしているとして、審理に入ることを決定した。

2. 放送内容の概要

(1) 本件放送(10月19日)

本件放送はナレーションが入った映像部分(VTR部分)と、スタジオで司会者・コメンテーターが論評や感想を述べる部分(スタジオトーク部分)から成り立っている。

< V T R 部分 >

)映像は、背後に高速道路が通る野菜畑で、「サンデージャポン ジャーナリスト 久我雄三」とテロップで表示された人物がマイクを手に、「今週木曜日、大阪の高速道路建設をめぐる騒動が巻き起こりました」とリポートするところから始まる。続いて、行政代執行当日の映像になり、野菜を引き抜こうとする大阪府職員と、「やめてちょうだい」と叫びながらこれを阻止しようとする保育園の保護者らの映像が流れる。

)続いて保育園の野菜畑に並んだ園児たちの映像が流れ、「騒動となったのは、大阪門真市にある保育園の野菜畑」とナレーションがされる。続いて、建設中の道路の高架橋や保育園の園庭、園庭で遊ぶ園児などを背景映像として、これまでの経緯がナレーションとテロップで説明される。「ことし3月、大阪府が強制収用を決定。保育園側はこれにも反対し、裁判を起こしたが、地裁で棄却され控訴。しかし、府は今月末の大阪高裁の決定を待つことなく…」というナレーションがあり、それにあわせ画面上に「保育園側が収用取消しを求めた裁判 大阪地裁 棄却 大阪高裁 10月末 判決予定」、「大阪高裁の決定を待たず…」とテロップが出されたあと、)の映像に切り替わる。

)「それでは、ただ今から代執行を開始いたします」と書面を読み上げる大阪府職員の映像が流れる。続いて、行政代執行に動員された職員たちの映像と「収穫まであと2週間とせまっていた今週木曜日朝、行動に踏み切った」というナレーションが流れ、同時に画面の左上に「木曜日」、中央下に「行政代執行を実施」のテロップが出される。

このあと野菜の撤去を進める職員に対して、保護者らが「やめてください」「そこだけでも残してください」と叫んだり、野菜に覆いかぶさったりして抵抗する映像が流れる。さらに、泣ぐ子どもの映像が出て、「泣き出す子どもたち」とナレ

ーションとテロップが流れる。続いて申立人が「B保育園 A理事」とテロップで表示されて「子どもに申し訳がたたんです。悔しいです」と発言する映像が放送される。

)「なぜ大阪府は収穫までのわずか2週間を待てなかったのか」というナレーションに続き、大阪府の橋下知事の会見の映像になり、「2週間遅れると、大体6億、7億の通行料の損が出てきます。なぜ2週間早くイモ掘りをしていただけなかったんだと…」などと発言する。最後に、野菜畑に並んで行政代執行に抗議の姿勢を示す保護者らの映像に「第8位 あと2週間待ってくれたらイモのを…」というナレーションとテロップが流れ、VTR部分は終わる。

(VTR部分 約1分55秒)

<スタジオトーク部分>

司会の田中裕二が「八代さん。大阪の行政代執行の件ですけれども、あれはどういうことなんでしょうね。ちょっとわかりづらかったですけれども」と八代英輝弁護士に問いかける。八代弁護士は「行政代執行ってのが法律で規定されてまして、この行政代執行を止めるための仮処分を保育園の土地の所有者の方々がしてたわけですね。それで地裁でそれを棄却する決定が出て、それで高裁に即時抗告したんですけれども、その即時抗告にはその執行を停止する効力、仮の効力が認められていないんです。ですので、地裁の決定が出た時点で、もう行政側はいつこれを執行してもいい」などと発言する。

続いて、田中裕二は「Cちゃんなんかどう思います？ あのニュースは」とCに聞く。Cは「私はVTRとか見てて一番思ったのは、やっぱり子どもが一番かわいそうですよね。あんな、ずらーと並べさせられて、絶対子どもの意思で並ぶわけじゃないですか。だから、パフォーマンスだか何だかわからないですけど、子どもの身になったら、やっぱり泣いちゃったりとかして。せめて保育園側は事情があるにしろ、他の場所に移してあげるとか、せめて子ども第一に保育園なら考えてあげたかったなと思います」などと発言する。

このあと司会者とコメンテーターの間でやりとりがあり、Dは「子どもを使ってやるってのはさ、来るのわかってるわけだから、執行妨害になっちゃうでしょ、下手すると」などと発言する。

スタジオトークはその後、Eの「だんだんこれで知事が人気なくなってくるんだよ、こういうことで、どんどん広まっていっちゃう」、太田光の「確かに橋下さん、やな奴ですよ」などの発言の後、いくつかの冗談っぽいやりとりがあって、田中裕二の「違います。キツネトーク止めてください」の発言で終わる。

(スタジオトーク部分 約2分55秒)

(2)訂正放送(11月2日)

番組最後の部分で、制作スタッフの氏名などがテロップで表示されたあと、番組担当のアナウンサーがワンショット映像で以下のように述べている。

「10月19日の放送で、大阪・門真市にあるB保育園の野菜畑が、高速道路建設のため行政代執行される模様をお伝えしました。その中で、保育園側が園児たちを現場に連れてゆき、並ばせたかのような表現がありましたが、そのような事実はありませんでした。また「強制収用の取消しを求めた訴訟が地裁で棄却された」とお伝えしましたが、収用裁決の取消訴訟に関しては、まだ裁判所の判断がくだされていません。関係者の方々にご迷惑をおかけしました。お詫びして訂正いたします」

(約37秒)

3. 申立人の申立て内容

(1) 名誉毀損について

行政代執行の当日、保育園が園児たちを現場に動員し並ばせた事実はない。にもかかわらずコメンテーターは、あたかも行政代執行当日、保育園が現場に園児たちを動員し並ばせたという前提で発言し、番組は進行している。この発言の根拠になっている映像は、行政代執行の前日に保育園が記者会見を開いた際に大阪の毎日放送(MBS)が撮影したものである。この映像に行政代執行当日の映像を重ねた極めて悪質な捏造である。

また映像部分で「収用裁決の取消しを求めた訴訟が10月1日に棄却された」と放送したが、代執行のもとになっている収用裁決の取消しを求める裁判は大阪地裁で係争中であって、敗訴判決を受けていたわけではない。却下されたのはその付随裁判である執行停止の申立てであって、それも高裁に即時抗告をしていて執行停止が認められる可能性もあった。

それにもかかわらず、裁判に負けているのにいつまでも道路建設に反対し続け、行政代執行当日は園児を現場に動員して「楯」にした男という虚像を作り出し、その結果、申立人の人権が侵害され名誉が傷つけられた。同時に、放送は巨大公共事業に対する一市民の異議申立てを抹殺し、事業を進めようとする橋下大阪府知事を擁護する役割を果たした。

(2) 訂正放送について

2週間後に行われた訂正放送は番組終了のテロップが流れ出してから行われており、番組を見ていた視聴者はチャンネルを変えてしまう可能性がある。また、その内容も「誰のどのような発言が事実に反したかを明らかにしたうえで、私の人権が侵害され名誉が毀損されたことを謝罪せよ」と文書で申し入れ、謝罪に訪れたTBSの担当者に要求したのに、それも無視され、視聴者には訳のわからない内容で、まったくおざ

なりというほかなく、訂正にも謝罪にもなっていない。

(3) 放送局に求めること

-) 具体的な事実誤認とコメンテーターの誤った発言にふれた訂正放送。名誉毀損を起こした具体的な内容にふれた謝罪放送。
-) 再発防止策、検証番組の制作と放送。
-) 文書による謝罪、ホームページでの謝罪。

4. 被申立人の答弁と実施措置

(1) 名誉毀損について

申立人が本件放送において事実誤認だと指摘した事柄のうち、「行政代執行の当日、保育園が園児たちを集め並ばせた事実はなかった」ことと、「VTR部分で、強制収用の裁決の取消しを求める訴訟と土地明け渡しの執行停止の申立てを混同した」ことの2点については争うものではない。映像に適切な日付のテロップ表示がなく、コメンテーターへの事前説明が十分でなかった結果、誤解に基づく発言につながったと考える。

十分かどうかはおくにせよ、訂正放送によって名誉は回復されたと考えている。

(2) 訂正放送について

上記の2点については訂正・謝罪放送を行っている。申立人は、「訂正放送は番組終了のテロップが流れ出してから行われており、視聴者はチャンネルを変えてしまう」と指摘するが、訂正・お詫び放送であることがより明確になると考え、独立したコーナーを設けて番組担当アナウンサーが訂正・お詫びをした。訂正放送の中身については、申立人宅で話し合っ大筋で伝え、特に異論もなかったことから合意したつもりでいた。訂正放送後も申立人からは連絡がなく、訂正放送を理解してもらえたという認識だった。

(3) 放送局に求めることについて

申立人に直接謝罪し、事実誤認に関しては訂正・お詫びの放送を行ったことから、当社としては意を尽くしたつもりである。

委員会の判断

1. 事実の認定

(1) V T R 部分に問題はなかったか

V T R 部分は行政代執行前日に取材した部分と、代執行当日の部分から構成されているにもかかわらず、日付(曜日)のテロップが後段の代執行当日の状況を撮影した部分にしか表示されず、前日に園児たちを撮影していた部分には入っていませんでした。そのために、視聴者に対し前日と当日の映像を同じ日のものと誤解させる可能性を生じた。

当該映像の構成は、「当日 前日 当日」の順で、前日の映像(園児)を当日の映像(行政代執行)で挟み込む構成になっている。このV T R構成と、テロップ等で前日であることを明記しなかったこととあいまって、現場の映像はすべて、園児の映像も含め行政代執行当日の一連の映像と理解されても致し方がないものとなっている。

さらに、当委員会におけるヒアリングによれば、放送時間の都合等から素材となったV T Rを短縮し、また状況を伝えるナレーションを省略するなどした結果、視聴者に誤解を与える原因を作ってしまったものと考えられる。これらは総じて、報道において事実を伝える場合、「いつ、どこで」といった基本的な要素を明示することが必須であるとの認識が欠如していたといわざるを得ない。

次に、V T R冒頭の高速道路の映像についても、まったく関係のない場所で撮影したものを使用している。これは、行政代執行の現場について、視聴者に誤った印象を与えるものである。視聴者は冒頭映像を含めて現場からのレポートと通常、理解するのであって、現場とはまったく異なる場所での撮影映像を使用することは、事実報道のレポートとしてはあってはならない手法である。

さらに、園児の泣き顔の映像についても、申立人によると、代執行当日にたまたま通園してきた園児2人が現場の混乱にショックを受けた様子が撮影されたものであることがうかがわれる。しかしながら、V T Rでは「泣き出すこどもたち」とのナレーションとテロップが流され、これが上記の映像編集のずさんさも関係して、全体としてあたかも野菜畑に並んでいた園児が泣き出したかのような印象を与えるものになった。また、申立人によれば泣いた園児は一人であるのに、「たち」との表現を用いたこともそのような印象を強めている。

また、ナレーションにおいて、収用裁決の取消訴訟と収用裁決の執行停止の申

立てを混同して放送したことが認められる。実際には、前者の収用裁決の取消訴訟の司法判断はまだ示されていないにもかかわらず、両者を混同して取消訴訟が地裁で棄却されたと報じているからである。そこで視聴者に対しては、司法判断が出たにもかかわらずそれに従おうとせず、実力阻止をしようとしているとの印象を与えかねず、それと前段の野菜畑の園児のイメージが重なることで、申立人の悪者イメージを増長させた面が否定できない。

なお、混同があった点はTBS側も認めているところである。また、その過程において、制作者が自ら事実の確認をしないばかりか取材当事者である毎日放送に確認することもせず、インターネット上の情報などを参考にナレーションを書き換えていたことも判明した(TBSの答弁書ほか)。これらは、取材・報道にあたって制作者が守るべき基本的態度として、初歩的な問題があることは明らかである。言い換えれば、ニュースの扱いに関して制作現場が十分な注意を払っていないことのあらわれであって、ニュースを編集・発信しているという自覚が欠如しているといわざるを得ない。

(2) スタジオトーク部分に問題はなかったか

VTR部分に続く出演者10人(コメンテーター7人と司会の2人、進行役の局アナウンサー1人)によるスタジオトークにおいて、主にコメンテーターの2人が明らかに事実誤認に基づいて、コメントをしていることが認められる。具体的には、CとDは上記(1)で指摘したように、代執行前日に撮影された園児の映像が、代執行当日に撮影されたものであるとの誤った認識に基づき、申立人に対して、「園児を利用している」という趣旨の断定的なコメントをしていることが認められる。

これに対し、TBSへのヒアリングによれば、他の出演者の中には正しく理解していた者も存在したとのことであるが、結果としては、放送中に当該コメントを訂正するような発言は出演者からも制作担当者からも一切なかった。したがって、上記2人の発言によって、視聴者が、行政代執行当日に保育園が園児を野菜畑に並ばせたことを「事実」として受け止めたであろうことは否定できない。

道路建設に関連し行政代執行があったこと、その道路建設に強く反対しているのが土地の収用対象者でもある申立人ら保育園関係者であること、今回の行政代執行の対象は保育園の野菜畑であり収穫が間近であったことに関しては、コメンテーターの認識に誤りは認められない。しかし、本件放送に関して当委員会が問題視するのは、当該事案に関する本件放送中の一連の「報道」を通じて視聴者が受けた一般的印象にほかならない。そして一般視聴者は、司法判断が出たにもか

かわらずそれに従おうとせず、実力阻止をしようとしている保育園およびその実質的な経営者である申立人が、行政代執行に対する「楯」として園児を利用したとの事実に反した印象を受けたであろうことを、当委員会としては重視した。

この点からすると、上記2人のコメントは、園児を大切にしていない保育園であるとのイメージを作り出すものであって、視聴者に誤った印象を与える結果になったといえる。

そのほか、V T R部分の2つの裁判を混同したナレーションを前提にした場合、八代英輝弁護士のコメントについても問題があると判断する。同コメントは、執行停止の申立てを「仮処分」と表現した部分を除き、発言自体に誤りはなく、行政代執行そのものが違法ではないことを述べた点においても間違いはない。しかしながら、本体である収用裁決取消しの裁判がまだ審理中であったことを考えれば、そのことに触れなかったことによって結果として、V T R部分での、司法判断が出ているにもかかわらず申立人がごねていると受け取られるナレーションの誤りによって生じた視聴者の誤解を正すことなく、放置することとなったと思われる。

つぎに、このような事態を招いた番組の制作・放送現場の態勢上の問題点として二点を挙げておく必要がある。

一つは、出演者に対し本番までにV T Rの内容について実際の映像を見せることもなければ、前日及び当日の直前打ち合わせでもV T Rで扱う項目を伝える程度の説明しか行っていなかったことである。その結果、出演者たちはコメントするための必要最小限の基本情報すら持ち合わせないまま番組に出演し、事実を誤認させるV T Rによって生じた、誤った思い込みに基づく不適切なコメントをすることとなった。

二つ目としては、T B Sの答弁書及びヒアリングによれば、現場の制作者（スタッフ）は撮影日が異なることを理解していたにもかかわらず、コメンテーターの発言が事実誤認に基づくものであることを本番中（放送終了時まで）に気づくことも指摘することもできず、結果として視聴者に対し誤った理解を与えることになったことである。これは、当該生番組の放送態勢におけるチェックシステムあるいはバックアップシステムに、重大な欠陥があったことを示唆しているものと思われる。

2．放送内容と放送態勢に対する評価

(1) 上記「1．事実の認定」で判断したとおり、本件放送によって、保育園の実質

的経営者である申立人が、保育園用地の強制収用にあたり、行政代執行の「当日」、しかもその「現場」に園児を並ばせ、大阪府の非情さを世論に訴えるために園児を利用したかのような印象を視聴者に与えたことによって、その社会的評価の低下を招き、保育園および申立人は園児を大切にしていないとのイメージが作られたと理解される。それらは、申立人が訴えるように、放送後に保育園等にかかってきた電話の内容などからも十分裏付けられるものである。

当委員会は、本件放送では、前述のとおり、VTR部分において編集・表現方法に配慮不足がみられるうえ、「いつ・どこで」といった明確にすべき報道のイロハに属する基本を欠いたことによる明らかな誤りもあり、また、後段のスタジオトークでは出演者の事実誤認による発言を誘引し、さらに放送現場においてそれをリカバリーすべき放送態勢がとられていなかったと判断した。

したがって、本件放送には、個人の名誉にかかわる重大な放送倫理違反があったと結論する。

(2) ただし一方で、本決定は、本件放送の編集上及び制作過程上の基本的なミスにより申立人の名誉感情を侵害したことについて、TBSに重大な放送倫理違反があるとしつつ、名誉毀損があったとまでは断定しないこととした。その理由を以下に述べる。

申立人が名誉権の侵害を訴え、本決定において申立人の社会的評価の低下を認める以上、本件放送が「苦情の取り扱い基準」について当委員会運営規則第5条1(1)に規定する「名誉、信用…等の権利侵害」に当たるかどうかについての検討を要する。すなわち、重大な放送倫理上の問題があるにしても、法律上違法な権利侵害という程度にまで達しているかどうかという問題である。

いうまでもなく当委員会は、報道被害の迅速な解決を目指す自主的第三者機関であって、裁判所とは異なり、証拠に基づいて厳密に違法性の存在、強度を判定して権利侵害の有無、責任の程度を判断して損害賠償や回復措置を強制する場ではない。しかし、だれの目にも明らかな権利侵害があると認められるような場合には違法な名誉毀損があるという結論を出すことを妨げられるものではなく、また臆することがあってはならないと考える。

「放送と人権等権利に関する委員会」運営規則 第5条【苦情の取り扱い基準】

1(1) 名誉、信用、プライバシー・肖像等の権利侵害、およびこれらに係る放送倫理違反に関するものを原則とする。

(3) 本件についてこれをみると、申立人からのヒアリングによれば、本件放送によって発生した具体的な被害は、その広がりにおいても、時間的継続性においても限定的であること、また経済的損失を生じるまでには至っていないこと、および以下の諸点を勘案した場合、申立人の名誉感情が損なわれたことは明らかではあるが、あえて名誉毀損があったとまで断定する必要はないとの結論で一致した。

本決定が、冒頭の「本決定の概要」に記したように、名誉毀損について「その疑いが強く」という表現にとどめた理由については、前記のとおり具体的被害が限定的であったということに加え、次の点を指摘しておきたい。

まず、その主たる放送内容である道路建設に申立人が反対をしている点や、行政代執行が行われた点は、すでにストレートニュースとして報道されているほか、園児が野菜畑に並んだ映像が他の放送局によっても利用されていたことは、申立人も認めるところである。番組がそのこと自体を事実として報道することについては何の問題もない。

本件は、前日の取材で撮影した園児たちの映像をあたかも当日、現場に立ち合わせ、申立人が園児たちを「楯」にして代執行を妨害しようとしたかのように描き出されたところに本質的な問題があるものの、前日の記者会見から放送に至るまでの経緯において、このような形で利用されることには思いも及ばなかったであろうが、代執行の状況とともに資料映像か何かの形で編集に組み込まれる可能性が予測できる状況下で撮影を許可したことを考慮する必要がある。また、本件放送が全体として何を伝えようとしたのか必ずしも明確ではないが、2「放送内容の概要」で記したように、VTR部分の最後で「あと2週間待ってくればイーモのを」とのナレーションとテロップが見られ、さらにスタジオトーク部分においても申立人を非難するかのような前述のコメンテーター2人の発言のほかに、同じ誤った事実認識に立ちながらも大阪府による代執行の強引さを指摘する発言もみられる。このことからすれば視聴者が受ける印象としては、必ずしも本件放送が申立人および保育園側を一方向的に悪者にしたとは言い切れない面があることも否定できない。

当委員会はそのような事情を総合的に勘案した結果、重大な放送倫理違反があったこと、名誉毀損の疑いが強いことを指摘するが、あえて名誉毀損があったとまでは断定しないこととした。

3. 訂正放送の在り方

(1) 訂正放送を行う趣旨は、視聴者一般に対し、放送の誤りを知らせ、正しい事実を伝えること、視聴者一般に対し、誤報があったことをお詫びすること、そしてその放送によって被害を受けた者がある場合には、これらを通じ、当該放送によって被害を受けた当事者に対し、お詫びの気持ちを伝えること、同時に、当事者が受

けた被害（例えば名誉毀損や名誉感情の侵害等）について社会的に回復する効果を生むこと、が考えられる。

本件放送の場合に当てはめるならば、この から すべての条件を満足させるような訂正放送をすることが求められると、当委員会は判断する。しかしながら、実際はTBSは間違いがあったことを認め、一応訂正をしたものの、その内容は不十分なものであって、訂正放送の趣旨を満たしているものとはいえない。すなわち上記の類型に則していえば、 および については、その内容が、訂正放送が備えるべき具体性という観点から通常の視聴者にはほとんど何のことも理解できない内容である。さらに、

および については、当事者の満足がまったく得られておらず、また客観的にもそのように受け取られても仕方がないものというほかなく、訂正放送をした意味をほとんど理解することができない。

具体的には、本件放送の最大の問題は、VTR部分において園児を撮影した日が異なることを明示しなかったことでどんな誤解を生ぜしめたか、またそのことを前提にしたコメンテーターの発言が間違っていたこと、したがって申立人らが園児を「楯」にして行政代執行を妨害したかのような印象を与えてしまったことなどである。それにもかかわらず、「保育園側が園児たちを現場に連れてゆき、並ばせたかのような表現がありました、そのような事実はありませんでした」とのごく簡単な訂正放送では、これらの点について視聴者に分かるかたちで正確に訂正がなされているとは到底いえない。

裁判に関するナレーションの訂正についても、収用裁決取消しを求める訴訟の判決が地裁で棄却されたというのは間違いで、まだ継続中であったとの事実を伝えるだけである。したがって、申立人が問題にしていることとの関連で何が誤りだったのかについては視聴者にとって分からないものとなっている点など、いずれも申立人の名誉感情の回復措置としての体をなしていないと評価せざるを得ない。

TBSはすでに答弁書等において、訂正放送の在り方について、今後検討する旨を表明しているところであって、その具体的な措置については今後の対応を見守るしかないが、普遍的一般的な見直し作業とは別に、本件訂正放送が不十分であったことについては、ここで改めて確認をしておきたい。

（２）また、訂正放送を流す過程についても問題があったことが明らかである。当事者同士で訂正放送前に直接会って内容についても話し合いをしているにもかかわらず、訂正放送のあとになってその内容について争いが生じていることは、双方に十分な意思疎通が欠けていたと言わざるを得ないからである。

特に本件においては、申立人も問題視している、その放送のタイミング（番組のエンドロール以後に流したこと）については改善の余地が大いにあると考える。少なく

とも、番組終了直後に、背景なしで局アナウンサーが訂正原稿を読み上げるという形式は、本件では適切ではなかったのではないか。今後は、過去の慣例にとらわれることなく、訂正放送の在り方についてその目的達成のためのさらなる真剣な工夫が求められていると考える。その具体的な方策については、放送局が自主的に、適切な対応をするよう強く希望するものである。

* * *

なお、本件についてはBPOの放送倫理検証委員会が問題視し、TBSに事情の説明を求めたうえ討議をしている経緯があるが、被報道者の人権救済という当委員会の趣旨に鑑み、審理の対象とすることが適当であると判断した。

結論

当委員会は、本件放送が、申立人の名誉を毀損する疑いが強く、少なくとも同人の名誉感情を侵害していることは明らかであり、重大な放送倫理違反があったと認定する。なぜなら、ニュース素材の編集において配慮不足が見られたため視聴者に誤解を与えたうえ、その編集映像をもとにしたスタジオトークにおいては出演者が明らかな事実誤認をもとに発言を重ね、その誤りに現場スタッフが誰も気がつかなかったため、申立人の社会的評価を低下せしめたことが認められるからである。

さらに、ニュース素材の扱いに関し、基本的な確認作業が行われていないなど事実の報道をしている自覚の希薄さなど、番組制作における基本的な問題に起因しているといわざるを得ない点もある。これらは、放送倫理基本綱領（1996年にNHKと民放連が制定）における「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」との定めに明らかに反する。

また、訂正放送もその訂正内容は不十分であり、名誉感情の回復も果たしておらず、この点においても放送倫理上の問題がある。同綱領がいう「誤った表現があった場合、過ちをあらためることを恐れてはならない」には、何が過ちであるかを視聴者に正確・正直に伝えることを恐れてはならない、との趣旨が含まれていると考えるからである。

したがって、当委員会は被申立人であるTBSテレビに対し、本決定の趣旨を放送するとともに、再発防止のために放送倫理と人権にいつそう配慮するよう勧告する。

なお、本決定には以下の意見がある。

< 意見 >

本件放送が重大な放送倫理違反であるとの本決定と結論は同じくするものの、その判断において以下、付言する。

被申立人であるTBSは、答弁書やヒアリングの席で一貫して本件放送を、公益性があるニュース報道であると主張している。したがって当委員会も、当該VTR（事実報道）およびスタジオトーク（事実報道に基づく論評）によって、一連のニュース報道を構成するというを前提として当該番組に対して判断をくだしている。その結果として、本決定は、事実報道及びそれに基づく論評が名誉感情を侵害したと認定したのであるが、ここではその判断の前提部分、つまり本件放送を「事実報道」と認定した点について、若干の説明を加えておきたい。

というのも、ヒアリングで当該番組を「ニュース報道」と強調した被申立人は、同時に当該番組を「情報バラエティー番組」としても定義づけており、番組のコーナーである「みなさんのためのワイドショー講習」は、同局の過去の番組のコーナー（ブロードキャスター「お父さんのためのワイドショー講座」）の形式を意図的に模倣したものであることを明らかにしている。

その定義に従うのであれば、当番組の性格は、社会の事象をストレートに報ずるいわゆる「ニュース報道」とは性格を若干異にし、スタジオトーク出演者の多彩な顔ぶれに象徴されるように、いわば過去の社会事象に対して、その報道のされ方をも含めて「斜めから」見るなどの再構成を加えることによって、視聴者に従来とは違った見方があることを提示する意味をもったものであったと想定される。

もし、そうした番組趣旨の理解が正しいとすれば、本件放送は、ヒアリングにおいて、これも制作者自らが述べた「(サンデージャポン)らしさが全くない作り」になっていると感じられる。つまり、ニュース報道行為自体の戯画化を通じたある種のメディア批評にも、社会風刺（パロディ）にもなっておらず、ストレートニュースを単純になぞるだけで、視聴者からすると「事実報道」のひとつのバリエーションとしてしか受け止められないだろう。

なぜそうした結果を招いたのか。その元凶を考察するならば、放送局が「ニュース」なるものをあまりに安易に扱いすぎていることに起因すると考える。ニュースを扱うことは、当然にその被報道者の名誉やプライバシーを侵害することと隣り合わせであり、報道する側には重大な社会的責任があるとの意識をもつ必要があることは、当委員会の過去の決定でも繰り返し述べているところである。たとえ当該放送がニュースをストレートにではなく、一種のパロディとして扱ったのであったとしても、パロディの前提となる対象事実を誤って伝えては、パロディが成立しないばかりか、不法行為や倫理違反を引き起こす可能性があることは言うまでもない。

過去の名誉毀損訴訟の司法判断にもあるとおり（たとえば東京高判1993年8月31日）媒体の性格に関わりなく名誉毀損は成立するのであって、本件についても法的に名誉毀損が成立するか否かについては、番組の種別は関係ない。一般の視聴者は、その番組が報道番組なのか情報番組なのか、あるいは娯楽番組（バラエティー番組）なのか、明確に分類して視聴しているとは限らない。番組の趣旨はいかにあろうと、素材をニュース報道の枠組みの中で扱っている限り、視聴者はそれを事実そのものであると理解するのであって、当該放送が事実と反する内容を放送した点において、放送局（報道機関）として大きな放送倫理上の問題が存在していることは、本決定がすでに述べてきた通りである。

こうした当該番組をも一例として、現在のテレビ番組は総じて、「報道」の枠が拡大して、多くの番組で「ニュース」が扱われる状況があるが、このような報道の拡張状況は、報道とは何かという根源的な問題を改めて放送局及び視聴者に突きつけている。番組内で「ニュース」が扱われる限りは、放送内容を「事実」としてとらえるのが一般的であると想定され、この点において送り手は、その流した内容の事実性に責任を持たなくてはならないし、バラエティー番組を含めすべての番組において、制作者は報道される側（とりわけ番組内でニュースの対象として扱われる者）の人権に常に配慮した番組作りが求められている。

当該番組が、こうしたニュース報道を扱う際に求められる厳しさについて十分に自覚を持って制作をしていたかどうかについては、すでに本決定で確認したように、疑問をもたざるをえない。そこで、本件事案を通じ、放送局は安易に「報道」の概念を拡張することに注意を払うべきだと警鐘を改めて鳴らしておきたい。ヒアリングにおいて制作者は自ら、「サンデージャポン・ジャーナリスト」も「ジャーナリスト」であるとの認識を示したが、むしろ、両者の違いを十分に認識することが、本件放送の誤りを繰り返さないことにつながるのではないかと考える。

しかしそれは、ニュースの扱い一つをとっても多様な料理の仕方を見せることの意義を否定するものではない。そうではなく、当番組がその本来の制作意図に沿ったメディア批評的・社会風刺的な意味を持つ「メタ」情報（高次・副次的な多様な見方の情報を提示するような）番組であるなら、少なくとも事実部分は正しく事実として扱い、そうした番組の性格を十二分に発揮できるようにすべきだった。

本意見の執筆者二名は、従来の当委員会の過去の決定事案における裁定結果と比較した場合、申立人の名誉毀損もしくは名誉感情侵害の程度から「勧告」にはあたらず、「見解」が適当ではないかと考えていた。しかし、当該番組はニュースの扱いをより多様で、幅の広い、深みあるものにする可能性を秘めていながら、その可能性を生か

せず、むしろバラエティー番組的な体裁に甘んじて、そもそもの前提となる事実の報道をないがしろにしてしまった。ニュース報道を、バラエティー番組などストレートニュース以外の枠組みの中で扱う場合、解釈や論評の幅が広がることと引き替えに、基本となる事実の忠実な伝達において、少なくともストレートニュースと同等の、場合によってはそれ以上の注意深さが要求されると考えられる。その要求に応えられなかった放送倫理上の問題は、名誉感情侵害の程度問題を越えて大きいと考え、「委員会決定」と同じ「勧告」の決定に至った経緯をここに付言しておく。

(武田徹 委員、山田健太 委員)

審理経過

審理経過は下記のとおりである。

年	月	日	審理内容等
2009	3	26	申立書を受理。
	4	14	TBSが「回答書」(交渉経過と見解)提出。
	4	21	第146回委員会、審理入りを決定。
	5	11	TBSが「答弁書」提出。 申立人に「答弁書」送付し、「反論書」の提出を要請。
	5	19	第147回委員会、審理開始。
	5	22	申立人が「反論書」提出。 TBSに「反論書」送付し、「再答弁書」の提出を要請。
	6	5	TBSが「再答弁書」提出。
	6	8	申立人に「再答弁書」送付。
	6	16	第148回委員会、審理。
	6	29	第149回委員会、ヒアリング、審理。
	7	13	起草委員会、「委員会決定」案を検討。
	7	21	第150回委員会、「委員会決定」案を審理。
	7	31	「委員会決定」を持ち回り委員会です承。
	8	7	「委員会決定」を通知・公表。

放送倫理・番組向上機構 [B P O]
放送と人権等権利に関する委員会
(放送人権委員会)

委員長	堀野 紀
委員長代行	樺山 紘一
委員長代行	三宅 弘
委員	大石 芳野
委員	小山 剛
委員	坂井 眞
委員	武田 徹
委員	田中 里沙
委員	山田 健太